

令和7年度

一般財団法人函館市学校給食会 学校給食用物資納入指定業者募集要項

1. 事業所名

一般財団法人函館市学校給食会（イッパンザイダンホウジンハコダテシガッコウキュウシヨクカイ）

2. 住 所

〒040-0032

函館市新川町30番26号

函館市立中部小学校内（4階）

電 話 0138（22）1156

FAX 0138（22）1157

3. 一般財団法人函館市学校給食会の目的及び事業内容

1) 目 的

函館市内における小学校、中学校への学校給食用物資の安定供給を通して、学校給食の充実発展に努め、もって児童生徒の健全な心身の育成と発達に寄与する

2) 事 業 内 容

- ① 学校給食用物資の安定供給に関する事業
- ② 学校給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業
- ③ 学校給食に関する調査研究を行う事業
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 募集する納入業者等

1) 業 務 内 容

函館市内の24箇所(予定)の学校給食調理場等へ、学校給食用物資を調達し、決められた納入方法で納入すること

（※納入方法等の詳細は別紙「納入上の留意事項」を参照のこと）

2) 募集する納入物資の種類

- ・ 一般物資
- ・ 鶏卵
- ・ 麺類
- ・ 豆腐、油揚、こんにゃく類
- ・ 納豆、もやし
- ・ かまぼこ類
- ・ 食肉類
- ・ 青果物

5. 資格要件

- 1) 禁止要件（次のいずれかに該当する場合は、資格審査を申請することができません）
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ④ 市税を滞納している者
 - ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及びその利益活動を行う者

- 2) 必要要件
 - ① 令和7年1月1日時点で、引き続き1年以上その事業を営み、納入希望物資の売上高があること。
 - ② 営業に関する許可、免許又は登録を必要とする場合は、当該許可を令和6年1月2日以前に取得していること。
 - ③ 地域企業の育成と地域経済の活性化を図るため、新規指定事業者については、函館市内及び近郊に本店があること。
 - ④ 食品等事業者については、食品衛生監視票の合計評点が80点以上であること。なお、青果物業者については、令和5年度から3年間を猶予期間とする。
（令和8年度より完全施行予定）
 - ⑤ インボイス制度に基づく適格請求書発行事業者として登録を受けた者。
 - ⑥ 給食用物資調達に関する契約書等に定められた内容が遵守できること
 - ・（一財）函館市学校給食会 学校給食用物資納入契約書（案）
 - ・（一財）函館市学校給食会 学校給食用物資納入上の留意事項（令和6年4月作成）

- 3) 資格の有効期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日

6. 申請方法及び提出書類等

- 1) 申請方法
書類持参又は郵送提出（受付期間内に必着のこと）

- 2) 申請書の配布及び受付
 - ① 配布資料
 - ・ 令和7年度 一般財団法人函館市学校給食会 学校給食用物資納入指定業者募集要項
 - ・ 令和7年度 学校給食物資納入業者指定申請書（No. 1）
 - ・ 経歴書（No. 2～4）
 - ・ 食品衛生監視票交付願い
 - ・ 記入例（経歴書No.3 項目8. 衛生状況）
 - ・ 指定申請にあたっての提出書類チェックリスト **【新規事業者のみ】**
 - ② 申請書類の配布・受付期間（時間）及び場所
 - ・ 配布期間
 - ・ 令和6年12月12日（木）～ 令和7年1月10日（金）
※平日のみ（令和6年12月28日～令和7年1月5日を除く）
 - ・ 午前9時～午後4時 ※時間厳守

・受付期間

・令和7年1月10日（金）～ 令和7年1月31日（金）

※平日のみ

・午前9時～午後4時 ※時間厳守

・場所

・（一財）函館市学校給食会

函館市立中部小学校4階（函館市新川町30-26）

3) 提出書類

① 令和7年度 学校給食物用資納入業者指定申請書(No. 1)

② 経歴書 (No. 2～4)

③ 食品衛生監視票 (写し)

当該地区保健所発行のもの (発行3か月以内のもの)

④ 許可・登録通知書又は証明書 **【新規事業者のみ】**

※営業に関する許可、免許、登録を必要とする場合、その写し

⑤ 商業登記簿謄本又は身分証明書 (写し) **【新規事業者のみ】**

(発行3か月以内のもの)

・法人の場合は、法務局が発行する「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」

・個人事業主の場合は、本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

(本籍地が函館市の方は、市役所本庁舎1階戸籍住民課及び各支所の証明窓口で発行)

⑥ 財務諸表 (損益計算書等) 又は決算報告書 **【新規事業者のみ】** (直前1年分)

・法人の場合は、決算期における財務諸表又は決算報告書の写し

・個人事業主の場合は、所得税青色申告書等の写し

⑦ 市税納税証明書 (申請直前1事業年度分の証明、発行3か月以内のもの)

※市外業者についても課税対象税目がある場合は提出が必要である **【新規事業者のみ】**

※問い合わせ先

(一財) 函館市学校給食会

電話 0138 (22) 1156

FAX 0138 (22) 1157